

令和 年 月 日

「保育所における保育の実施が行われない」事実の証明申請書

海老名市福祉事務所長 あて

育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合における1歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付金を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実の証明の発行を申請します。

証明希望日 平成・令和 年 月 日

申請者の住所 海老名市

育児休業取得者氏名

電話番号

申込児童氏名

児童生年月日 平成・令和 年 月 日 (歳)

第一希望保育所名

【注意事項】

- ・ 保育所入所申込がない方の申請はお受けできません。また、有効期間外（9月分の入所申請の方の8月25日時点での証明など）の証明はできません。
- ・ 証明を希望する日の前月21日から申請をお受けします。4月分に限り、3月1日からお受けします。